

報告日：2010 年 9 月 25 日
記：佐藤以久子（桜美林大学）

本報告では、欧州連合（以下、EU）の庇護権についてどのように捉えまた解釈するのか 3 つの視点から考察を試み、EU の庇護権とは何かを理解するに辺り論点を整理できた点が成果であった。また、課題について、具体的には 3 つの法体系の関係と EU の庇護権の意味を紐解くことであるが、ここで、改めて報告した 3 つの視点に沿って考えてみたい。

まず、EU の庇護権に係る 3 つの法体系の関係（国内法・国際法・EU 法）について、本報告では、庇護国となる EU 加盟国の当事国は、EU 法の下に同時並行で定められた庇護に関する実定法及び手続法を国内法に編入させる義務があり、また、同時に国際法にも遵守する義務があるため係る 3 つの法の内容が矛盾してはならないことを確認した。しかし、庇護に関する 3 つの法の適用には法的序列がないのか、また、EU の庇護法の国内適用は国際法の場合と同じなのか或いは庇護に関する諸規定が庇護申請者に対して権利を付与する効果を有するような法的拘束力を持つのか、本報告では不明であったため今後の課題としたい。とりわけ、これまでに庇護に関する具体的な規則や EU 共通基準等の手続指令は事実上の直接適用と考えていたが、手続指令は直接適用ではないというご指摘を受け、今後、国内適用の実態を調査し明らかにしたい。更に、今後、EU が「EU 単一の難民への保護領域の創設」を最終目標に欧州の領域内庇護権付与の段階に入った際には係る庇護手続規定が直接適用となると考えられ、こうした点にも注目したい。

次に、EU の庇護権の形成について、本報告では、EU の庇護権が EU 域内の負担分担を目標にダブリン条約の下で庇護申請の受付に係る責任分担から着手され、後にダブリン規則の下で庇護申請手続国の一ヶ国の選定基準が制度化されたこと、また、庇護申請においては先行するシュンゲンアキと称する EU 共通国境での出入国管理体制が整い強化されるなかで難民の入国（庇護申請へのアクセス）がより困難な状況に陥っていること、よって、EU の庇護権は難民の人権保障の観点から形成されていない点を明らかにした。今後は、EU が難民の人権をどのように保障し EU 共通の庇護手続の制度化を推し進めるのが課題である。

そして、本報告の後半に置いたが EU の庇護権の意味が最重要課題である。現行では、庇護に関する EU 共通の最低下限基準（国際的保護付与の資格基準と庇護手続基準ほか）及び EU 基本権憲章上の庇護権の適用を統一する段階に入ったところであり欧州司法裁判所の判例が少なく、成果は、法源と課題を提示したことに留まった。今後は、EU 共通の庇護基準及び判例解釈の積上げより条約難民と補完的保護の地位の棲み分けの意義を分析し、EU による難民への庇護付与及び補完的保護の地位を制定したことが 1951 年の難民条約を基礎に更に発展させた難民への保護となるのか、そして、最終的に EU の庇護権の制定が現行の難民への国際的保護法制度の限界を超え国際難民法の欧州化へと導くのかについて考えたい。